

参考資料1 提案者名:川根本町 提案名:川根本町バーチャル・ホスピタル構想(参考資料)

平成24年11月26日、厚生労働省医政局医事課企画法令係に宛て、以下の質問を行い、下記の回答を受けた。

当時は回答の規制がやむを得ないものとして受け止め、その範囲内の遠隔診療を行ってきたが、特区採用により、或いは法解釈の緩和により紹介の遠隔診療が可能となれば過疎地域の医療資源確保に大きく寄与するものと考えます

【前提】

・県の指定を受けたへき地医療拠点病院(A)が、ビデオ会議システムを通じて公設公営診療所(B)への遠隔診療支援を実施している。

<B診療所の概要>

管理者:C医師(内科対応)

医療従事者:医師1名(管理者に同じ)、看護師1名

診察日:水(午後)、木、金、土(午前)

遠隔診療支援:A病院の医師2名(D(循環器内科対応)、E(整形外科対応))により循環器内科は週1回、整形外科は月1回実施

C医師はA病院の非常勤職員であり、A病院での勤務日以外にB診療所での業務にあたっている。

・A病院によるB診療所への遠隔診療支援は、Cの専門外(循環器内科、整形外科)の患者への診察を、D、Eがビデオ会議システムを通じて支援する形で実施されており、診療所管理者であるCは遠隔診療の場に同席している。

・診療所の所在する町は、個別法により指定を受けた過疎地域及び山村振興指定地域であるが、B診療所の近隣には他の医療機関があることから、国で示したへき地診療所に該当しない。

【照会内容】

・医師法第20条及び第24条の規定並びに遠隔診療に関する通知(「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」について)」を踏まえ、以下の内容について照会した。

①CがD、Eによる支援の下で診察した患者の診療録について、D、Eが記載することが認められるか。

②CがD、Eによる支援の下で患者を診察する際、Cがその場から離れ、患者とD、Eが直接対応することは可能か。(医師に代わり看護師などの医師以外の医療従事者が同席することや、遠隔診療中にCがB診療所内において別の患者の診察対応等を行うことは可能か。)

③B診療所の休診日(月、火曜日)にB診療所内で、管理者であるCが不在の中、看護師など医師以外の医療従事者が患者に同席した上で、D、Eによる遠隔診療を実施することは可能か。

【回答】

平成25年5月8日 厚生労働省医政局医事課企画法令係からの回答

①B診療所において、Cが診察を行った患者に係る診療録であることから、Cの責任により診療録を記載する。

②診療の主体はCであり、D、Eによる遠隔診療はあくまでCによる患者の診察を支援するものであるため、当然のことながらCがその場を離れることはありえない。

なお、離島やへき地における、在宅療養中の患者を対象として実施される遠隔診療については、患者のもとに医師が居ない場合であっても、直ちに医師法に違反するものではないが、今回の事例のように、診療所において医師の対面診療が可能であるケースにおいては適応されない。また、このような在宅療養中の患者に対して実施した遠隔診療においてはm診療録は遠隔診療を実施した医師が作成することとなる。

(保険適用が認められるかなど、診療報酬上の取り扱いは別)

③B診療所の管理者が不在の中で行われる行為であることから、管理体制の面で、医療法の規定(管理者の監督義務)に違反する恐れがある。

【結論】

- 今回の事例ではD、Eによる支援があるものの、診察の主体はあくまでCであることからCの責任の下で患者への診察行為を行うとともに診療録を作成する。
- 診療所の管理者であるCが不在の中、診療所施設を使用し、D、Eによる遠隔診療を実施することは、Cの管理者としての監督義務に違反する恐れがある。